

## 被災者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県理容生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

2 この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

- 一 生活必需品の提供
- 二 その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

2 災害が発生した地域の市町村は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

3 乙は、前二項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

4 乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第4条 甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

- 一 組合員が保有するタオルの提供
- 二 その他前号に係る役務

（要請の方法）

第5条 第3条第1項及び第2項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第1号により、甲から乙への要請は様式第2号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第6条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第3号により通知するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、甲からの第5条の規定による要請により第4条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第4号により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第4条に規定する業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法に係る規定によるものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第10条 甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 後藤 斎(署名)

乙 山梨県甲府市南口町4番8号  
山梨県理容生活衛生同業組合  
理事長 齊藤 信善(署名)

様式第1号(第5条第1項関係：市町村から県への要請)

第 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市・町・村 長

### 被災者支援の協力要請について

このことについて、被災者支援の協力に関する協定第3条第2項の規定により、次のとおり業務の実施を要請します。

市町村担当者	所 属	部・局	課・室
	職・氏名		
	連絡先	TEL ( FAX ) E-mail	
口頭による 要 請 日 時	年 月 日 時 分頃		
要 請 理 由			
要 請 内 容 (品名、規格、 数量、役務等)			
履 行 方 法 及 び 履 行 場 所			
履 行 期 日 又 は 期 間			
備 考			

様式第2号(第5条第1項関係: 県から組合への要請)

第 年 月 日 号

山梨県 生活衛生同業組合理事長 殿

山 梨 県 知 事

### 被災者支援の協力要請について

このことについて、被災者支援の協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり業務の実施を要請します。

担 当 者	所 属	山梨県 部・局 課・室
		市町村 部・局 課・室
	職・氏名	山梨県
		市町村
連 絡 先	山梨県 TEL ( F A X ) E-mail	
	市町村 TEL ( F A X ) E-mail	
口頭による 要 請 日 時	(市町村からの受理日時 年 月 日 時 分頃 年 月 日 時 分頃)	
要 請 理 由		
要 請 内 容 (品名、規格、 数量、役務等)		
履 行 方 法 及 び 履 行 場 所		
履 行 期 日 又 は 期 間		
備 考		

様式第3号(第6条第2項関係:組合から県及び市町村への通知)

第 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿  
市・町・村 長 殿

山梨県 生活衛生同業組合理事長

**被災者支援の協力要請に対する応諾の可否について**

年 月 日付け 第 号で要請のあったこのことについては、次のとおり  
実施可能 ・ 実施不可能 です。

組合担当者	所 属	生活衛生同業組合
	職・氏名	
	連 絡 先	TEL ( FAX ) E-mail
実施条件又は 実施不可能の 理由		
実 施 内 容 (品名、規格、 数量、役務等)		
実 施 方 法 及 び 対 応 場 所		
実 施 期 日 又 は 期 間		
備 考		

様式第4号(第7条関係:組合から県及び市町村への報告)

第 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿  
市・町・村 長 殿

山梨県 生活衛生同業組合理事長

被災者支援の協力要請に対する実施状況について

年 月 日付け 第 号で要請のあったこのことについては、次のとおり実施したので報告します。

組合担当者	所 属	生活衛生同業組合
	職・氏名	
	連 絡 先	TEL ( FAX ) E-mail
実 施 条 件		
実 施 内 容 (品名、規格、 数量、役務等)		
実 施 方 法 及 び 実 施 場 所		
実 施 期 日 又 は 期 間		
実施確認者 (要請側記入欄)	所 属:	
	職・氏名:	
備 考		

## 被災者支援の協力に関する協定書

山梨県(以下「甲」という。)と山梨県美容業生活衛生同業組合(以下「乙」という。)とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

2 この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

- 一 生活必需品の提供
- 二 その他前号に係る役務の提供

(協力の要請)

第3条 甲は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

2 災害が発生した地域の市町村は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

3 乙は、前二項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

4 乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

(協力業務)

第4条 甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

- 一 組合員が保有するタオルの提供
- 二 その他前号に係る役務

(要請の方法)

第5条 第3条第1項及び第2項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第1号により、甲から乙への要請は様式第2号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

(要請への対応)

第6条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村(以下「要請市町村」という。)に様式第3号により通知するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、甲からの第5条の規定による要請により第4条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第4号により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第4条に規定する業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法に係る規定によるものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第10条 甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 後藤 斎(署名)

乙 山梨県甲府市緑が丘二丁目13番36号  
山梨県美容業生活衛生同業組合  
理事長 深澤 仁(署名)



## 被災者支援の協力に関する協定書

山梨県(以下「甲」という。)と山梨県クリーニング生活衛生同業組合(以下「乙」という。)  
とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他  
関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を  
定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

2 この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保  
全に係る次に掲げるものとする。

- 一 クリーニングサービスの提供
- 二 その他前号に係る役務の提供

(協力の要請)

第3条 甲は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、乙にその実施の協力  
を要請するものとする。

2 災害が発生した地域の市町村は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、  
甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、  
乙にその実施の協力を要請するものとする。

3 乙は、前二項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請する  
ものとする。

4 乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

(協力業務)

第4条 甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

- 一 避難所で利用された毛布等のクリーニング
- 二 その他前号に係る役務

(要請の方法)

第5条 第3条第1項及び第2項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町  
村から甲への要請は様式第1号により、甲から乙への要請は様式第2号により行うものとし  
る。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する  
様式による文書を要請先に送付するものとする。

(要請への対応)

第6条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を  
除き、要請された業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要  
請を行った市町村(以下「要請市町村」という。)に様式第3号により通知するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、甲からの第5条の規定による要請により第4条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第4号により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第4条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準に乙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第10条 甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 後藤 斎(署名)

乙 山梨県甲府市朝日一丁目9番10号  
山梨県クリーニング生活衛生同業組合  
理事長 松野 彰(署名)

## 被災者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県旅館生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、（災害時における）被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

2 この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

- 一 宿泊及び入浴サービスの提供
- 二 食事の提供
- 三 その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

2 災害が発生した地域の市町村は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

3 乙は、前二項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

4 乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第4条 甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

- 一 組合員の宿泊施設を利用した宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- 二 その他前号に係る役務

（要請の方法）

第5条 第3条第1項及び第2項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第1号により、甲から乙への要請は様式第2号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第6条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第3号により通知するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、甲からの第5条の規定による要請により第4条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第4号により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第4条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準に乙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第10条 甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 後藤 斎(署名)

乙 山梨県甲府市湯村三丁目10番5号  
山梨県旅館生活衛生同業組合  
理事長 山下 安廣(署名)

## 被災者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県鮪商生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

2 この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供
- 二 その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

2 災害が発生した地域の市町村は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

3 乙は、前二項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

4 乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第4条 甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

- 一 弁当等の食事の提供
- 二 その他前号に係る役務

（要請の方法）

第5条 第3条第1項及び第2項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第1号により、甲から乙への要請は様式第2号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第6条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第3号により通知するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、甲からの第5条の規定による要請により第4条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第4号により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第4条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準に乙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第10条 甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 後藤 斎(署名)

乙 山梨県甲府市朝気一丁目5番10号  
山梨県鮪商生活衛生同業組合  
理事長 山田 栄一(署名)

## 被災者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県食肉生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

2 この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供
- 二 その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

2 災害が発生した地域の市町村は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

3 乙は、前二項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

4 乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第4条 甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

- 一 弁当等の食事の提供
- 二 その他前号に係る役務

（要請の方法）

第5条 第3条第1項及び第2項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第1号により、甲から乙への要請は様式第2号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第6条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第3号により通知するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、甲からの第5条の規定による要請により第4条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第4号により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第4条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、要請市町村が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準に乙及び要請市町村が協議して定めるものとする。ただし、乙又は要請市町村が協議に甲を加えることを必要とした場合は、協議に甲を加えることができるものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第10条 甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 後藤 斎(署名)

乙 山梨県甲府市丸の内三丁目6番1号  
山梨県食肉生活衛生同業組合  
理事長 齋藤 義一(署名)



## 被災者支援の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、被災者支援の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令に基づき甲又は市町村が行う被災者支援に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「災害」とは、地震、風水害その他の異常な自然現象等による被害をいう。

2 この協定で「被災者支援」とは、災害に遭った者の保護又は災害に際しての公衆衛生の保全に係る次に掲げるものとする。

- 一 入浴サービスの提供
- 二 その他前号に係る役務の提供

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

2 災害が発生した地域の市町村は、前条第二項の実施について、必要があると認めるときは、甲にその実施の協力を要請することができるものとする。甲は、この要請を受けたときは、乙にその実施の協力を要請するものとする。

3 乙は、前二項の要請を受けたときは、乙に所属する組合員に速やかにその実施を要請するものとする。

4 乙は、組合員に要請を行ったときは、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

（協力業務）

第4条 甲が乙に協力を要請する被災者支援に係る業務は、次に掲げるものとする。

- 一 組合員の入浴施設を利用した入浴サービスの提供
- 二 その他前号に係る役務

（要請の方法）

第5条 第3条第1項及び第2項の規定による要請は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第1号により、甲から乙への要請は様式第2号により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は、遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第6条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲及び甲に要請を行った市町村（以下「要請市町村」という。）に様式第3号により通知するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、甲からの第5条の規定による要請により第4条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲及び要請市町村に様式第4号により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第4条に規定する業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法に係る規定によるものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第10条 甲、乙は、この協定の締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 後藤 斎(署名)

乙 山梨県甲府市住吉四丁目6番23号  
山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合  
理事長 古屋 育男(署名)